

令和6年度 第1回国分寺市男女平等推進委員会

日 時：令和6年6月27日（木） 19時～20時30分

場 所：ひかりプラザ203・204号室

出席者：委員8名（甲斐田委員長・富永副委員長・横田委員・若島委員・
青木委員・田中委員・中田委員・橋本委員）

市民生活部長

事務局：3名（人権平和課長・人権平和担当係長・人権平和担当）

事務局：それでは、これより令和6年度第1回国分寺市男女平等推進委員会を開催いたします。本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。開催に先立ちまして、市民生活部長より一言、ご挨拶を申し上げます。

市民生活部長：皆様、こんばんは。本日は第1回男女平等推進委員会にお集まりいただきまして、どうもありがとうございます。また、このたび、新たに男女平等推進委員をお引き受けいただきまして、感謝申し上げます。今回の第18期の国分寺市男女平等推進委員会につきましては、前期より引き続きの方が7名、あと、新任された方2名をお迎えしたスタートとなっております。本委員会については、国分寺市における男女平等推進施策を総合的かつ計画的に推進するために、市長の附属機関という形で選出されておりますので、ご承知おきいただきたいと思います。

今年度は現計画の進捗状況を審議に加えて、第3次男女平等推進行動計画策定という、大変重要な審議を皆様をお願いすることになります。皆様の豊富な知識とご経験を十分に発揮していただきまして、本市の男女平等推進施策にお力添えいただければと思っております。私からは以上です。本日はよろしくお願いいたします。

事務局：それでは、まず机の上に配付させていただきました資料の確認をしたいと思います。まず一番上、今回皆様にお引き受けとなりましたので委嘱状を配付させていただいております。続きまして、本日の委員会の次第があります。その次が推進委員会の皆様の名簿になります。そのほか、資料は1から4までという形になります。あと、新任委員様のみにありますが、本委員会の資料としまして、第2次、現行の男女平等推進行動計画とその概要版、また計画の一部修正版をご用意しております。過不足はございませんでしょうか。

それでは、次第に沿って会を進めさせていただきます。次第1としまして、まずは委員の皆様の自己紹介を、恐縮ですが、お願いしたいと思います。富永委員から順番に、お一人ずつでお願いしたいと思います。

委員：国分寺カウンセリング勉強会の富永順子と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

委員：こくぶんじ性と生をまなぶ会の横田と申します。よろしくお願いいたします。

委員：国際ソロプチミスト国分寺の若島礼子と申します。よろしくお願いいたします。

委員：公募市民の青木智子と申します。よろしくお願いいたします。

委員：公募市民です。田中英之と申します。よろしくお願いいたします。

委員：文教学院大学の教授の甲斐田と申します。よろしくお願いいたします。

委員：弁護士の中田といいます。よろしくお願いいたします。

委員：この3月まで国分寺市立第五小学校の校長をしておりました橋本と申します。
よろしくお願いいたします。

事務局：ありがとうございました。本日は残念ながら富本委員がご欠席になっております。また次回以降にお会いできるかと思えます。

続きまして、私ども事務局の紹介をさせていただきます。

(事務局自己紹介)

事務局：では1番の自己紹介が終わりまして、次の議題2に移らせていただきます。議題2といたしまして、委員長及び副委員長を選出させていただきたいと思えます。国分寺男女平等推進条例の第25条第5項により、委員長及び副委員長は互選とさせていただきます。

初めに、委員長につきまして、ご推薦をお願いしたいと思います。どなたかいらっしゃいますでしょうか。お願いします。

委員：座ったままで失礼します。教育者としてジェンダーへの深い見識をお持ちであり、前期においても委員長をご経験されている甲斐田委員を推薦させていただきます。

事務局：ありがとうございます。ただいま甲斐田委員をご推薦されました。皆様、いかがでしょうか。

(拍手)

事務局：甲斐田委員、よろしいでしょうか。

委員：はい。

事務局：ありがとうございます。それでは甲斐田委員、こちらまでご移動をお願いしたいと思います。

では、委員長は甲斐田委員長です。よろしくお願いいたします。次に委員長より副委員長の指名をお願いいたします。

委員長：産業カウンセラー資格を取得され、その資格を生かしてカウンセラー養成の指導者としても尽力されており、また推進委員として3期務められるなど、経験豊富な富永委員を指名いたします。

事務局：ただいま委員長より富永委員をご指名いただきました。皆様、いかがでしょうか。

(拍手)

事務局：富永委員、よろしいでしょうか。

副委員長：よろしくお願いいたします。

事務局：では、富永委員も副委員長席にご移動をお願いいたします。

それでは、改めまして甲斐田委員長、富永副委員長より一言、ご挨拶を頂きたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

委員長：甲斐田と申します。申し訳ないのですが、ちょっと風邪をこじらせて今日声が出ないので、できるだけ委員会が形骸化しないというか、形式的なただの確認にならないように活発な議論をしていければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局：副委員長、お願いいたします。

副委員長：富永と申します。至らない点がたくさんあるかと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局：よろしくお願いいたします。それでは正副委員長が無事に決まりましたので、ここで議題3の「本委員会への諮問」に移ります。部長より諮問を委員長にお願いしたいと思います。

市民生活部長：諮問第1号、国分寺市男女平等推進委員会委員長殿。

男女平等推進施策の推進について諮問。国分寺市男女平等推進条例第25条第2項の規定により下記の事項について諮問します。

1、男女平等推進施策に関わる重要事項に関する事。2、男女平等推進行動計画の進捗状況に関する事。3、男女平等推進行動計画の策定に関する事。

以上になります。どうぞよろしくお願い致します。

(諮問書手交)

事務局：申し訳ございませんが、市民生活部長はここで公務により退席をさせていただきます。

市民生活部長：すみません、よろしくお願い致します。

事務局：これから先は委員長に進行をお願いする形になります。では、よろしくお願い致します。

委員長：それでは、次の議題「令和5年度男女平等推進センター事業等事業報告」を議題とします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局：事務局から、資料1を用いてご説明させていただきます。着座にて失礼いたします。まず、この資料1は、昨年度、令和5年度1年間の人権平和課の事業報告となっております。直接的に男女平等推進の施策とは関わらない平和事業ですとか人権事業、あと多文化共生事業なども人権平和課で所管しておりますので、そちらも一緒に入っておりますけれども、そこはちょっと見ていただき、直接関わる場所をご説明をしたいと思います。

まず1ページ・2ページをお開きいただきまして、こちらは人権平和課の事業の一覧になってございます。

次の3ページ・4ページにつきましては姉妹都市ですとか、平和事業になり

ますので、こちらでも省略させていただきます。

5ページになります。5ページの2－3「男女平等推進事務事業」というものが1つ事業としてございます。昨年度は今、開催しております国分寺市男女平等推進委員会を6回開催しまして、現行計画の、1年前の令和4年度の進捗状況評価を行いました。併せて（3）になりますけれども、男女平等に関する市民意識調査の調査票案などを皆様にご審議いただきました。

次に（4）パートナーシップ制度ですが、多摩地域でセクシュアル・マイノリティ支援ネットワークというものが多摩地域11市で立ち上がっております。こちらのネットワーク全体として、東京レインボープライドというイベントにブース出展などをしまして周知活動を行いました。パートナーシップの申請件数は、5年度については2件となっております。

6ページに参りまして、性の多様性に関する研修及び講座になります。

（5）－1、（5）－2につきましては、教職員ですとか、あとは子どもと関わる児童館・学童保育所の職員に向けた研修を行っております。こちら2につきましては、今、申し上げました多摩地域のセクシュアル・マイノリティ支援ネットワークから講師を派遣していただきまして、研修を行っております。

次に（5）－3の「市民向けの講座」ですけれども、こちらはオンラインになりましたが、主に男性に向けて、清田隆之さんという講師の方をお招きして、講座を行いました。また（6）のパネル展示なども行って、（5）につきましては、全体として性の多様性に関する事業を行っております。

次に7ページです。こちらでも多様性の一環なのですけれども、にじいろ相談も開催しております。

8番は省略させていただきます、次の2－4「DV対策事務事業」を行っております。DV対策といたしましては、（1）－1は「夫婦間の心理学講座」ということで、こちら対面にて講師の先生を招きまして講座を行っております。

それから10月の国際ガールズ・デーにちなみましてパネル展示、それからシュシュづくりといいまして、髪の毛を結ぶシュシュ、それをいろいろなガールズ・デーのカラーであったり、パープルリボンやオレンジリボン、あとは国際女性デーのイエローですとか、そういったシンボルカラーを使ったシュシュづくりのワークショップを行いました。こちらは小学生をメインの参加者に設定しまして、親子で参加してもらおうというイベントを行いました。

それから（2）につきましては、DV相談を人権平和課で行っております。女性の悩みごと相談という窓口を設けておりますので、その中でDV相談も受けているという形になります。

8ページに参りまして、（3）の母子・女性緊急一時保護費というのは、市役所の生活福祉課でもDVの、急ぎよ逃げたいという方の支援はしております

けれども、市役所閉庁時間に急きょという形で人権平和課にご連絡を頂く体制がありますけれども、5年度につきましては、案件は0件となっております。

それから(4)につきましては、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護、私たちは通称DV防止連絡会と呼んでいるのですけれども、庁内でDVに関連する関係課が集まって、情報交換等を行う会議になります。こちらは3回、開催しております。

それから(5)でデートDV、こちらの防止に関するリーフレットを市内の公立中学校に向けて配布しております。

(6)は11月のパープル・オレンジ月間といいますか、性暴力防止に関する月間にパープル・オレンジライトアップというものを国分寺駅の北口で行っております。

その下の2-5「人権事務事業」につきましては、全く無関連ではないのですけれども、今回についてはちょっと省略させていただきます。

9ページの2-7になります。こちらは男女平等推進センターの運営事業になります。(1)の6月の男女平等参画週間において、北欧の絵本をテーマにした講座を行っております。

(2)・(3)番は先ほどのご説明と重複しますので省略させていただいて、(4)は女性の健康習慣講座ということで、今年の3月に大塚製薬の社員さんに来ていただいて、講座を行っております。

(5)・(6)は防災安全課でしたり、経済課と共催をした事業になります。

あと、(7)です。男女平等推進センターには、センターに登録されている団体がございます。その登録団体から企画を募集しまして、今回は、この選ばれた1団体と一緒に、こちらの「家事シェアとリスペクト」という講座を開催いたしました。

(8)は、男女平等推進センターで行っている相談事業になります。(8)-1、カウンセリングが51件となっていて、実施日につきましてはこれまでと変更はございません。それから、件数もほぼ例年どおりという形になっております。法律相談につきましては、こちらも開催日に変更はなく、件数は、昨年度に比べると若干増えている傾向があります。昨年度は二十数件でしたので、今回は35件ということで少し増えております。

それから、「女性の悩みごと相談」、こちらは毎日予約なしで受けられる相談になってございまして、女性であれば悩みごとを何でも相談してくださいという内容となります。件数は147件ですけれども、昨年度は129件でしたので、若干増えている形になります。

(9)の相談事業の情報交換会というのは、先ほど申し上げましたDV防止連絡会の開催に併せて情報交換を行っておりますという内容です。

それから(10)、男女平等推進センターの情報誌「ライツこくぶんじ」とい

うものを年に1回発行してございます。皆様のお手元にも届いているかと思ひます。

図書資料室も変わらず運営しております。

次に2-8「犯罪被害者等支援事務事業」になりますが、人権平和課で犯罪被害者の支援事業も行っております。昨年度は、初めての試みにはなりましたが、国分寺駅の構内で啓発文献を配布したり、パネル展示を行い、結構多くの方が足を止めていたと思ひます。

12 ページにいきまして、続いて犯罪被害者支援の事業ですが、1月に実際の被害者遺族の方の講演会と、あとは犯罪者被害者都民センターというものがあり、そちらとの共催でパネルの展示を行っています。

2-9の多文化共生事業につきましては、直接の関係は薄いかと思ひますので省略させていただきます。

14 ページに参ります。先ほどの男女平等推進センター事業と内容が少し重なるところもありますが、改めてご説明させていただきます。まず3-1で、男女平等推進センターの登録団体は、昨年度末、3月31日現在で36団体となっております。センターの使用状況、この階の201、202、生活実習室という3部屋が一応、活動に使っていただける部屋になりますが、利用率はこのようになっています。

あと、3-3の「各種相談事業」は先ほどと重なりますので省略させていただきます。15 ページ、16 ページ、17 ページにつきましては、各相談の件数、全体の件数の中で新規なのか、継続なのかとか、あと、年代ですとか、相談の内容という形で、ちょっと細かく数字を出したのになりますので、御覧いただいて、何かご質問等がありましたら、お受けしたいと思ひます。

駆け足になりましたが、資料1についての説明は以上となります。

委員長：男女平等推進センターに関わる事業だけではなく、平和事業や人権事業といった様々な事業展開についてのご説明でした。委員の皆様からご意見、ご質問などありましたら、お願いいたします。

委員：6ページの(5)-3、男性向けの講座ということでしたが、参加者数の28人中、男性は全員でしょうか。

事務局：こちらは男性向けと限定したわけではなくて、男性の視点からということ表に出して打ち出したものでして、参加者の内訳としては男性も女性もご参加いただいておりますが、申込みの時点で性別をお伺いしないので、お名前からの推察となってしまうので、その内訳についてはちょっと回答が難しいところです。

事務局：ちょっと説明のところで、男性が優先と言ってしまったかもしれないのですけれども、男性の方もぜひというような公募の仕方だったと思ひます。

事務局：男性の参加は3分の1くらい。ほとんど女性が多いですけれども、これ以外の

講座、イベント等に比べると、割合としても多かったという感触があります。

委員：ありがとうございます。

委員長：ほかにいかがでしょうか。

委員：すみません、もう1件よろしいでしょうか。10ページの（４）女性の健康習慣講座なのですが、この講師に大手の製薬会社が入っているのですが、これは、先方からの市に対して申出があったのですか。

事務局：ちょうどこの3月の時期に市のほうで幾つかの団体と地域包括連携協定という、市と協働して地域の皆さんのために活動していきましようという連携協定というものがございます。いろいろな大学ですとか、企業がありまして、大塚製薬がちょうどこの時期に新たにその包括連携協定に加わりまして、いい機会で、こちらのテーマにもぴったりに合いましたので、ご参加をお願いしたという経緯になります。その協定もできたことですから、あくまでこちらからお願いいたしました。

委員：そうなのですね。行政の活動に、こういった大手の企業が講師として参加するのはちょっとはばかりがあるのではないかと思いますものですから。ただ何らかの意図があって連携協定ということになっているということであれば。

事務局：ちょっといろいろと心配したのは、そこが宣伝になってしまうのではないかと、偏ってしまうのではないかと、そういうところは私たちも少し心配するところではありまして、その包括連携協定の理念といいますか、そこがベースにあるという前提で、内容については結構細かく詰めて、開催しました。商品の宣伝にならないようにとか。

事務局：女性の健康習慣講座ということですので、女性のホルモンバランス等、女性固有の疾患について、大塚製薬という大きな会社ではあるのですが、女性の健康推進という点で、人権ですとか、いろいろな会社に向けての職員研修だったりをされている部門の職員の方にお越しいただきまして、女性が健康寿命を長く、自分らしく生きていくためのサポートというところをお話いただくことをお願いしておりました。

委員：そういった話であれば、大手の企業ではなくてもできる話ではないかと思うのですが、市がそういう綿密に先方と重ねた上で、商品の宣伝等はしないということなのですね。分かりました。ありがとうございます。

委員長：ほかはいかがでしょう。お願いします。

委員：いろいろな相談事業とか講座とかをされている中で、やはり女性のためと銘打たないとならないものが多々あったと思うのですが、女性に対する暴力をなくす運動とか、でも男性も今、DVの被害に遭っているとか聞いたり、女性の悩みごと相談、女性のためのカウンセリング、女性の法律相談と、女性のためと言わなくてはならない現状が、まだまだ国分寺市ではあるのでしょうかという質問です。もう男女平等という視点で見たら、わざわざ女性と言わず、男

性でも女性でもご相談どうぞと言ふべきところですからけれども、まだまだ女性のためのと言ふなければならない現状なのではないでしょうか。

事務局：考え方が性の多様性ですとか、そういった視点での考え方もあるかとは思いますが、依然としてDVですとか、性犯罪などは明確に可視化されているところでは女性の被害者が多いという現状は、世界的にもまだ変わっていないところが、残念ながらあります。ですので、やはりそういった方々を安全で自分らしく生活していただくための支援としましては、その女性と区切って開催することで、女性の方が夫ではなくても、加害者ではなくても、男性そのものに恐怖を抱いているという被害者の方もいらっしゃると思いますので、安全に参加していただくためにそういった悩みごと相談のところでは、特にDV防止とか、そういった部門においては制限をかけて開催させていただいております。

委員：ありがとうございます。

委員長：ほかはいかがでしょうか。すみません、私もお聞きしてよろしいでしょうか。10ページの（7）男女平等推進センター登録団体共催事業なのですからけれども、この講座名の「家事シェアとリスペクト～日々の暮らしにSDGsを～」というタイトルから中身が想像できないのですが、どのような内容なのではないでしょうか。

事務局：こちらは、どうしても女性に負担が偏ってしまう家事というものをシステム化することで、性別とか、そういったものに関係なく家事はできるものと大前提になっていることですからけれども、誰もが自動的に細々したものを元に戻すとか、料理の手順をどうするとか、片づけをどうするのかということシステム化することで、家族全員が家事を一体化して協力して進めていくというところ、あと、どうしても女性が見えないものとして、家事の面では必ず女性がやるものと捉えられがちですので、そういったシステム化はするのですけれども、お互いに共同生活を営んでいくという点で、お互いをリスペクトしていくという精神面でのお話もございました。

SDGsというところは、片づけのときに結構プラスチックだったり、収納グッズをたくさん買うとかではなくて、身近なものを使って仕切りを作ったりですとか、無駄なものを買わないとか、ローリングストックをすることで場所も減らしつつ、無駄な食料の廃棄を減らしていくという考え方についてのご説明がございました。

委員長：ありがとうございます。前半のご説明だと、今度は、SDGsは目標5のことなのかなと思ったのですけれども、違ったのですね。

事務局：こちらも含んでの幅広いお話でございました。

委員長：ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。お願いします。

委員：8ページの4番のところで、配偶者からのDV防止連絡会、庁内関連各課、関係機関というものは具体的にどういうところでしょうか。

事務局：その参加関係課の中に、実際に避難をさせる担当課がありまして、そこは結局、

ご相談があった方には当然言うのですけれども、庁外に大々的には言っていないところが、ちょっと迷ったのです。単純に参加している関係課というか、庁内の課ということでいいますと、DV時の支援措置とかがありますので市民課、保険年金課、生活福祉課、母子の関係がありますので健康推進課、子育て支援課、あと学務課、納税課です。庁内の課という形だと以上です。

あと、関係機関というところだと、小金井警察署です。それから東京ウィメンズプラザの相談員さんを派遣していただいたの情報交換をしました。この項目についてはそんなところです。

委員長：ほかはいかがでしょうか。

委員長：すみません、私も1つお聞きしたいのですけれども、女性のためのという相談事業が幾つもありますけれども、これは多言語対応されているのですか。

事務局：直接はしていません。その相談員が言語にたけているということはまずないと、あと、当課は多文化共生事業も行っていて、もし日本語が全く難しいという方が来た場合には、一旦は変換できる翻訳機、そういったものを使う想定かなと考えております。

もっといい方法がきっとあると思うのですけれども。今のところはそういった形です。

委員：それは基本的に講座全部。

事務局：相談事業についてはそういう対応で、講座は、多言語対応は全くしていません。日本語で行っており、翻訳はやっていません。

委員：あと、最近聴覚障害がある方向けのUDトークとかが増えてきつつあると思うのですけれども、そういうところなどあつたりするのですか。

事務局：そうですね。今のところは導入していません。機器としては。

委員：あと、特にこの委員会に関連するというか、例えば講座を受けたいとかと言ったときの託児サービスみたいなこととかはどうですか。

事務局：託児は、基本的には受付をやっています。対面の講座が前提になるのですけれども、託児はやっています。

委員：ありがとうございます。

事務局：利用も結構あります。基本的に育児をされている方も講演に参加いただけるように、対面の講座のときは託児をご用意しております。

委員長：ほかはいかがでしょうか。

委員：質問なのはちょっと分からないのですけれども、16 ページのところで、相談事業の報告の窓口を知ったきっかけのところ、SNSがゼロとなっていたのですが、このSNSでは特に出してはなかったということ、出したけれども特にそれを見た形跡はなかった。

事務局：性暴力防止週間ですとか、そういったタイミングで人権平和課のSNS、もうなくなってしまったのですけれども、掲載はしていたのですが、直接SNS単

独で、この窓口を知ったという方はいらっしゃらなかったです。基本的にホームページ、市報と関係機関からの紹介、こちらで庁内と記載させていただいてありますが、ほかの窓口に行って、この人権平和課の相談を紹介されたという方が大多数でございました。

委員：ありがとうございます。

委員長：ほかにいかがでしょうか。では、議題4については、皆様、よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは議題5「令和6年度男女平等推進センター事業等事業予定」についてです。では、資料の説明をお願いいたします。

事務局：資料2を御覧ください。ちょっと字が少し小さめなのですが、こちらが、今年度、3か月ほど進みましたけれども、今年度の人権平和課の予定されている事業一覧になります。上のほうの2段、姉妹都市・多文化共生、憲法・平和・人権というところは御覧いただくにとどめまして、その下の点線で囲ってあります男女平等の事業について、若干説明をさせていただきます。一番上が男女平等推進事務事業というところに主に該当するものですが、今年度、もう終わってしまったのですが、東京レインボープライドにブース出展をいたしました。先ほどもお伝えしました多摩の11市のネットワークで出展をしております。

それから、8月に計画策定のワークショップですとか、12月にパブリックコメントとありますが、こちらはまた、この後でご説明をさせていただきたいと思います。それから3月には国際女性デーがございます。女性の健康習慣もございますので、こちらで今年度も、できましたら登録団体さんと共催をして、講座を行いたいと思っています。

2段目に参りまして、今現在、23日から男女平等参画週間のパネル展も、これもc o c o b u n j i プラザの5階で開催しております。そして、あさつての土曜日、29日になりますけれども、男女平等参画週間の講座を予定しております。

それから7月・8月も女性の再就職支援（マザーズ）と書いてありますけれども、これ、マザーズハローワークのことでして、今年度、新たにマザーズハローワークからの講師を招きまして、今まで講座だったのですが、今年度については個別の就職相談というものを開催していきたいと思っています。この前に1回目を開催しまして、好評という形になっています。

それから、ちょっと飛ばしますけれども、10月には国際ガールズ・デーがございますので、こちら何かイベントをとっています。

それから11月の「いい育休の日」にちなみまして、あと、国際男性デーもありますので、こちらも多分オンラインになると思うのですが、講座を予定しております。

そして3段目、下から2番目の段になりまして、こちら主にDV防止の欄に

なりますけれども、先ほどのDV防止連絡会でお伝えしましたが、今年度も3回を予定しております。1回は終了しております。

それから、6月の、下のほうにあります若年層向けのデートDVリーフレットをもうちょっと時期をずらしまして、夏休み前には配布を予定しています。

それから、記載はないのですが、若年層向けとは別に、一般向けのDV相談のリーフレットは今、ございます。こちらにつきましても、先ほど多言語化の話も少し出ましたが、例えば優しい日本語を利用したものでしたり、いろいろな方に見ていただける、分かりやすい言語を研究中でございます。

DV防止講座は7月27日に予定をしております。あと、1月にも別のテーマで、モラハラというテーマを予定していますが、DV防止講座を開催してまいります。

そのほかは、パープルライトアップでしたり、ダブルリボンのキャンペーンなど、例年どおりではありますけれども予定して、実施していきたいと思っています。

また、ここに記載はないのですが、先ほどから話題に出ております多摩11市による若年層セクシュアル・マイノリティ支援事業のネットワークがございまして、今年度は国分寺市が幹事市になっておりまして、中心的になって進めているところでございます。

令和6年度の事業予定のご説明については以上となります。

委員長：ありがとうございました。こちらは男女平等推進センター事業に加えて、人権平和課の今年度の事業予定ということです。ご意見やご質問等がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。お願いします。

委員：国際男性デーの育休の講座がありますよね。オンラインですよ。今年だったか、やはり男性の、あのときもオンラインだった。どうしてこれはオンラインなのですか、2つとも。

事務局：必ずしも今年がオンラインというわけではないのですが、昨年男性デーをオンラインで開催した理由としましては、働いている方であっても参加いただけるように、平日の夜間のオンラインということで、ふだんは土日の午前中ですとかが多いですけど、ちょっと思考を変えて、その時間帯に開催してみたところです。

委員長：それで参加者は増えましたか。

事務局：このテーマですとか、講師の方が著名の方でもありましたので、必ずしもその時間帯に参加者が増えたとは、昨年度は1回のもものでは判断ができないかなと思っています。ただ、オンラインの参加はやはり自宅からですとか、いろいろな場所で参加できるので、入りやすいということをおっしゃる方もいらっしゃるの、対面のよさもあるのですけれども、いろいろな手法で皆さんに参加していただける機会を作っていけたらと検討してまいります。

委員長：ほかにいかがでしょうか。

委員：すみません。国際女性デーの催しものとしては、どの団体でもいろいろと提案させてもらうことはできるのですか。

事務局：これは、まだ公表していないものにはなるのですけれども、昨年度同様、登録団体様と共催してイベントを開催できたらと思っております。その通知は時期になりましたら送らせていただきます。

委員：そうなのですね。

事務局：昨年の例でいきますと、全団体様に市と共催で何かイベントを提案していただけないかというものをお送りしまして、そこから、ではこういうことをやりたいという企画書みたいなものを期間内にご提出いただきまして、その中から1団体、予算の関係で1団体だけということです。同じように今年度もやることに決定しましたら、同じような形で全団体様にお送りして、応募していただく。

委員：そうですか。すみません、その応募の時期というものは何月ぐらいになりますか。

事務局：それはまだ。全体では公表していないので。

事務局：昨年の例では夏頃に配付しまして、その到着から1か月ぐらいを、企画を練っていただく期間として、その1か月後の締切までにご提出していただいたものを、2週間前後で事務局にて審査させていただき、実行可能性の高いもの、市民の方に、あまり専門的過ぎるものではなくて、男女平等ですとか、ジェンダー平等について身近に思っただけのものを開催ということで、企画を詰めさせていただくようにしています。

委員：それで、去年度の場合は家事のシェアに関してということだったのですね。

事務局：はい。

委員：そうですか。ありがとうございます。

委員：そうすると、国際的な国際女性デーのテーマは毎年あるものではないですか。あれとは関係ない。

事務局：女性デーに限ったというわけではなく、女性の健康習慣を含めて、昨年度については、女性の権利向上ということを少し含めていただいて、参加を募ったのですけれども。

委員：広く捉えてという感じですか。

事務局：久しぶりの取組でしたので、数年、コロナ等もありまして、そういった取組をしていなかった関係で、実際、応募があるのかどうかもちょっと不安だったりして、昨年については広く捉えてという形です。

委員：ありがとうございます。

委員長：ほかはいかがでしょうか。

委員：こういうイベントの周知方法はどのようにされるのですか。

事務局：まず大きなものが市報で全戸配布になりますので、こちらが一番大きな方法になっています。あとは、チラシを公共施設に配布や、X、去年までは人権平和課単独のアカウントがありましたのでそちらで公表しておりましたが、今年からは統合され国分寺市のイベントのアカウントで公表させていただいております。あとは男女平等推進センターの登録団体や、推進委員にも共有させていただいておりますし、内容は国際問題ですとか、そういった世界的な視点に立ったものであれば、国際協会ですとか関連する団体、あとは地域活性化包括連携協定を結んでいる企業・学校、あとはジェンダー平等に力を入れている大学ですとか、近隣の学校、高校も含めて専門学校に周知をさせていただいております。

委員：通知方法は、案内を送るとか。

事務局：チラシをお送りしております。データも含めてですけれども。

事務局：そうですね。主に個別の周知についてはいろいろとちは紙でくれとか、チラシがいいとか、メールがいいとかはあるのですけれども、広く一般的にいうと、市報、ホームページ、Xという手段になります。あとは市内各施設に紙のチラシを置きます。今、申し上げた特定の学校や、団体用の周知については、先方の希望する形でやっています。

事務局：あとは駅の構内掲示板にポスターを貼ったり、ちょっと枠の制限があるので、ほかの課と競合してしましますが、空きがあった場合はデジタルサイネージ等に掲載をさせていただいております。

委員：ありがとうございます。

委員：そういう方法のうちの、どの方法手段が有効だったみたいなデータというのは。

事務局：アンケートでそれも取っているのですけれども、やはり市報が多いかなと。

事務局：というか、圧倒的に市報です。ほぼ市報です。

委員：そうなのですね。

事務局：やっぱり全戸に届くというところで。来たものは皆さんが見てくださるという感じ。

事務局：そうですね。あとは知人、友達、学校、職場からの紹介というものも、一定数、昨年度はありましたので、引き続き関連する団体ですとか、周知を依頼していきたいと思っております。

委員：そうですよね。私も国際協会などから人権課の、こういった案内が流れてきて、それが結構、例えば1週間前とか、そういうタイミングに流れてくると、時間の都合がいいから行こうという感じで、参加したというケースが何件かあるので、そういう意味では、そういう周知で多方面にお願いしたいと思います。とてもいい講座などをなさっていると思うので、ぜひと思います。

委員長：ほかはいかがでしょうか。

委員：違う目線で、全然違う角度の話なのですが、新庁舎が11月頃、12月ぐ

らいから動き出すではないですか。講座とか会場というのはどうなっているのですか。まだ決まっていなければ決まっていないで。

事務局：新庁舎はもう間もなく完成しますけれども、実際の業務開始運用は来年1月からということになります。各課が基本的にその新庁舎に集約するということになりますが、この男女平等推進センターについては、これもまだ、今、まさに検討しているところではありますけれども、ひかりプラザに残る形になるのかと思っております。

ご質問の講座等については、新庁舎で開催というのは、一部の講座とか相談についてはできるかもしれませんが、基本的にはやはり、これまでどおりリオンホール、国分寺駅の北口でありますとか、ひかりプラザとか、そういったものを活用する形になるのかと思っております。

委員：ありがとうございます。人権平和課も新庁舎に行かれる。

事務局：はい。その予定であります。

委員：男女平等推進センターはどういう形、人権平和課のあるところがそういう感じと思っていたので。

事務局：まだ検討中というところをまず前置きはさせていただきますが、私どものまさに男女平等推進センターはいわゆる直営ということで、人権平和課の中にそのセンターがあるという位置づけでございますので、ここにいる職員がそのセンターの職員を兼ねているという形になります。人権平和課としては新庁舎に移ることになるかと思えますけれども、センター自体はこのひかりプラザに残る、機能として残るかなと思っておりますので、その職員をどうするか、そういったものについてはまさに検討しているところでございます。

委員：ありがとうございます。

委員：その流れですみません。いや、もう今日、本日はセンターを充実した形で残していただきたいと思って、そのことを言うチャンスがあればと思っていたのですが、今、その話が出たので、その話をしてもよろしいでしょうかね。ライツこくぶんじという名前のセンターなのですから、きちんとライツが、人権としての権利が主張される名前がついているセンターなのですから、ぜひ広く残していただきたい。

それで、意識調査ではなかなか男女平等推進センターを知らないという人が7割ぐらいでしたか、全然増えないわけですよね。でも、今、人権課の中にある存在ということでは、やはりそれはちょっと周知するのが難しいのだと思うのです。つまり市の課の一部なのだなという位置ではないですか。そうではなくて、まずは、ある程度の広い場所があって、いつでも誰でもそこに行ったら人権に関する本が読めるとか、男女平等のそういった特別の本が読めるとか、そういう場所さえあれば学生は来ますよね、高校生だって、中学生だって。そこでやっと広がるのではないのかなと思うのですよね。

ですので、場所がないところで、人権課に行くのですかという感じではもうセンターに行きようがないので、ぜひその場所を作っていただきたいと思うのですよね。そうすれば必ずや市の今後の男女平等推進に大いに寄与することになると思うのですよね。いろいろと読んでもらいたい本とか、目にしてもらいたい言葉とか、それぞれ活動してきていろいろ、私たちの中には思いがあると思うのです。もちろん人権課の皆様の中にもあると思うし。それを掲示したり何なりというのも、このパネルも常時掲示しておけばいいわけですよね。そうしたら嫌でも首を上げたときに字が読めるとか、そういう感じになるではないですか。ですので、すみません、ぜひそういうスペースを、場所をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。すみません。

事務局：ご意見、ご要望は承りたいと思います。このひかりプラザ、上のほうに行きますと、教育関係の部署が入っておりますが、そちらも新庁舎に移ります。そして、そのひかりプラザという建物をどうしていくかということをやはり検討しなくてはいけないところもあります。

委員：よろしくお願いいたします。

委員長：センターをどうするかというのも、その登録団体とかもうちょっと広く市民に呼びかけたほうが、いいアイデアが出てくる気がします。市民が使いやすく。

委員：括弧にしないでほしい。いつも括弧ですものね、あれ。

事務局：男女平等推進センター（ライツこくぶんじ）となっている。

委員長：看板を持てる。

委員：両手に看板を上げて。

委員長：1階にあれだけ人が来ているので、あの人たちが2階に来てくればいいですよ。

委員：そうですね。2階といわず3階、4階、5階にもそういう場所があるといいと思います。

委員長：ぜひお願いいたします。

委員：1階は結構来ているのだろうね。

委員：そうなのです。子ども連れの親子さんとか、中学生とか高校生とか学生もいらっしゃいますし、そういう意味では人の出入りがありますから、ぜひ、それとも思います。

委員長：それでは、いかがでしょうか。大丈夫でしょうか。それでは議題6に入ります。「令和6年度男女平等推進委員会スケジュール」についてです。事務局から説明をお願いいたします。

事務局：資料3になります。今年度、一応推進委員会は幸い7回、予定はできるのですが、先ほど申し上げた新庁舎移行の関係ですとかありまして、一旦6回までを設定させていただいております。本日第1回目になりまして、内容は今、行っているとおりです。2回目から5回目までのまず日程につきましては、先

日皆様に希望を取らせていただいたのですが、なかなか全員参加というところがうまくいきませんで、一旦、今時点で参加できる方が多い日程を設定させていただいております。時間・場所につきましては本日と同じ想定をしています。

次に、各回の内容についてなのですが、先ほど部長の挨拶でも申し上げましたとおり、今年度は現行計画の進捗評価、毎年行っているものに加えて、次期男女平等推進行動計画の策定の年に当たっておりますので、主にこの2つの審議について進めていけたらと思っています。丸印で書いているものが計画策定に係る内容になります。四角で書いてありますのが例年の進捗評価になります。

まず第2回目につきましては、計画の基本的な構成ですとか考え方を、皆様と検討したいと思っております。3回目、4回目につきましては、これは両方書いてしまっているのですが、ちょっと2回目の内容ですとか、あと、庁内の男女平等推進専門委員会などの会議体ともスケジュールがちょっと前後したりしてきますので、3回目、4回目については両方をやるか、あるいはどちらか一方になるか、ちょっと未定になっています。

5回についても進捗評価は3回取っていますので、進捗評価をしようと思っ
てはいるのですが、計画がちょっとずれ込めば第5回にも入ってくる可能性が
ございます。

第6回につきましては11月末なのですが、計画策定をこの後の説明
でもさせていただくのですが、11月末までには計画案を確定したいと思いま
すので、一応最後の回はこういう形で計画案に向けて想定させていただいてい
ます。すみません、繰り返しになってしまいましたが、内容につきましては若干
変動する可能性がございますので、ご了承ください。以上です。

委員長：ありがとうございます。日程・内容について、何かご意見、ご質問はあります
でしょうか。

委員：ここに記載はないのですが、これは19時からということで大丈夫ですか。

事務局：19時から。

事務局：先ほど申し上げたとおり、皆様のご都合をお聞きする中で、全員がそろうとい
う日にちは、正直ございませんでした。ですので、今、お示ししているものにつ
いては、その中で多くの方がご出席いただける日を設定させていただいたとい
うことでございます。ただ、今お話を頂いたように、多くの回でちょっと出
られないというのも、それはそれで1つの改善をしなくてはいけないかなと考
えておりますが、進捗において少し議題の内容を含めてなのですが、変更とい
うこともちょっとあり得るということで、ご承知おきをということで先ほど
申し上げたとおりでございます。日程につきましても、また、今の段階で6回
は設定させていただいておりますけれども、皆様のご都合等を、当然、また近
くになってお伺いする中で、調整というのは必要になるかもしれません。ただ、

今の段階では先ほど言ったところで、多くの方がご出席いただける日でちょっと設定したということで、ご理解、ご了承いただければと思っております。

委員：了解です。

委員長：ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。ちょっと早過ぎましたか。最後に議題7「第3次男女平等推進行動計画の策定について」です。では、説明をお願いいたします。

事務局：最後の資料は4になります。こちらにつきましては、昨年度いらっしゃった委員の方につきましては、最後の回でお示ししたもので、ほんのちょっとだけ修正が入っていたりします。次期計画の策定のスケジュールになっています。皆様に関連するところと言いますと、上から3番目の男女平等推進委員会、ちょっと先ほどのスケジュールとも重なりますけれども、推進委員会で協議を重ねて、審議を重ねて、3月末には確定したいと思っております。

その下の推進協議会と推進専門委員会という、この庁内の2つの会議体がございます。この2つの会議でも計画の策定については審議していくことになります。

その下の市民参加のところを御覧いただきまして、市民参加の手法といたしましては、昨年度実施した、まず市民意識調査がございます。この結果を活用していくことと、今年度につきましては、市民ワークショップを1回、それからパブリックコメントを行っていききたいと思います。

市民ワークショップにつきましては、今、まだ、企画といいますか、ワークショップの内容でしたり、日時については考えている最中というところですが、一応ざっくりした予定でいきますと8月末、もしかしたら夏休み等の関係で9月の頭ぐらいになるかもしれないのですが、8月末から9月にかけて、広く市民の方に来ていただきまして、市民ワークショップを1回やりたいと思っています。

そのパブリックコメントにつきましては、先ほど11月末で計画案を決定したいと申し上げましたが、それ以降、庁内の手続を行いまして、12月15日から1月15日の予定でパブリックコメントにより、意見を募集したいと思います。

あと、それより下のほうはコンサルが入りますので、コンサルは私たち事務局の作業になります。2回目以降を、計画の策定に関わる審議の際には計画策定を委託しております会社の者が同席させていただいて、ご説明等をさせていただけたらと思います。資料4については以上となります。

委員長：ありがとうございます。では、こちらについてご意見、ご質問はございますでしょうか。

委員：すみません、聞いていいことかどうかは分かりないのですが、昨年までのことは分かりないので。今、委託というお話が出ましたが、どういうところ

に委託されているのかというのは伺ってもいいものですか。

事務局：いろいろな自治体の、こういった計画ですとか、そういったものを手がけるコンサルティング会社がありまして、そこは幾つか公募があったわけなのですけども、その中から1社が入っています。

委員：ありがとうございます。

委員長：そのほかいかがでしょうか。昨年の委員会の中で、子どもの意見を聞いたほうがいいのではないかみたいな意見がありましたよね。ワークショップを学校でやったらどうでしょうかとか。これはいかがでしょうか。

事務局：そちらにつきましては、今、考えているのは市民ワークショップの中で、広く一般的に市報などで広く募集もするのですが、ここに、一応高校生以上にしようと思っているのですが、高校生以上の参加者の方も、市内に幾つか学校がありますので、個別に声をかけて、ぜひ来ていただけたらなど。でするので、若者なのですが、大人と混ぜてみんなで話ができたらなど考えています。

委員：ワークショップの内容はいつ頃決まってきますか。

事務局：もう早々に、1か月。8月末にやるとしますと、8月1日の市報になりますので、7月7日ぐらいには内容を確定させようと思っています。

委員：そうですか。

事務局：もし何かいいアイデアがあれば。

委員：いろいろとアイデアは。今、高校生とおっしゃっていましたが、希望としては中学生ぐらいからでもいいのではないかなと。やはり性について意識し出す子たちの話は結構大変かなと。今の方たちはもうちょっと早いかもしれないし、ちょっと分からないのですが。どういう会にするかによると思うのですが。

事務局：広く募集して、事前の構成にはなると思うのですが、どういうお考えの大人が来るかというのを考えている部分はありますので、慎重に企画していきたいなと思います。

委員：こういうときは応募をもらって、抽選みたいな感じにするのですか。こういうときはどのように。

事務局：他課の例でいきますと、多分抽せんにすることはあまりなくて、広い会場を押さえますので、例えば定員50とか100とかでも、いっぱいになることはないのだらうなと思います。

事務局：基本的にはお申し込みいただければ、ご参加いただくというスタンスでございます。

委員長：小中学生に関しては、市内の小中学校に依頼してしまうということとはできないのですかね。子どもたちの意見を集めてくださいみたいな形で。施策の中に、やはり小中学校に関わるところがたくさんあったと思いますので、小中学生の

意見も反映されるといいのではないかと思います。

事務局：そうですね。今、ワークショップに小中学生もというのは、もしかしたら難しいかもしれないですけども、一応そのような形というのは教育委員会との調整も入ってきますけれども。

事務局：ちょっと今の段階でそれはできますとか、しますということをちょっと申し上げられないところでありますけれども、おっしゃるとおり、昨年度の委員会でご意見を頂いておりましたし、よりよい形で意見聴取できる機会を作ればなと。まず担当者がおりまして、その上で教育委員会と調整が必要なところもございいますので、そちらとも詰めて、何らかの形で吸い上げられるといいかなと考えております。

委員長：ぜひお願いします。そのほか、いかがでしょうか。

委員：もうちょっとワークショップの話をしてもいいですか。今、考えた1アイデアでしかないのですが、専門家の皆さんのお話も伺ってみたいのですけれども、少し足りないかもしれないですが、連続性があるワークショップとかにする、その1回のみで関わりが薄い分、いろいろな人が来てしまうけど、2、3回あるとどうなのかなと。自分だったらもうちょっと真摯に取り組もうという人が来たりしないかなと。ちょっとアイデアなので意見とは違うのですけれども、そのようなことを今、思いました。

委員長：ほかにいかがでしょうか。

事務局：内容として今、テーマとして考えておりますものが、大きく分けて、そので上がった計画の骨組みに対して、いいか、悪いかとする話ではなくて、計画の策定は策定で進めてはいるのですけれども、広く身近にある男女平等が実現していると思う瞬間とか、していない瞬間とかというのを挙げていただいて、では何が理想なのかみたいなものを挙げていただいて、その間を埋める、ギャップを埋める方法は、アイデアは何があるだろうかみたいなことを、広い意見を出しやすい形でやってみたいと考えているところです。

前回の話になってしまって恐縮なのですが、できてしまったところに、いいか、悪いかというのを言っていくというのは、なかなか難しいかなというのがあります。取り入れるほうも難しいかなというのがありますので、そういった市民の方の、本当にアイデアといいますか、身近な感覚をお聞きして、それを計画にどうやって入れていくかというところは、事務局であったり、あと、もちろん委員の皆様にお知恵を頂けたらなと思っています。

委員：そういう会をするとしたら、ファシリテーターみたいな方は。

事務局：それが、自分たちでやるしかない。ちょっとハードルが高いのですけれども、さっき委託の話が出たのですけど、大体の計画は、そのワークショップの部分は委託としているのですけれども、うちはそうしていなかったの、自分たちで頑張ってみようかなとは思っています。そういうのも、ファシリ

テーターを専門にやられている方とかがいらっしやると、ワークショップ全体の進行がとても上手で、うまく意見を引き出したりとかをされているのはよく見るのですが、今回は自分たちでやります。

事務局：他課のコンサルもその専門家の方をちょっと研究して、なるべくいいところをまねして、ただ、行政ではあれですけども、よりよい企画にしていきたいと思います。

委員長：ほかにいかがでしょうか。パブリックコメントを聞くとときに、子ども版というのはできないのですかね。子どもにも分かりやすい計画を、同じ内容なのだけれども分かりやすい言葉で言って、できたものを小中学生に見てもらって、意見をもらう。今回は小中学生が含まれないのが、ちょっと残念な気がします。

事務局：今のご意見、我々、事務局としては承りたいと思うのですが、一方でこのパブリックコメントというのは行政手続の1つというところがありまして、当然ほかの計画といろいろなところで連携して、その兼ね合いもあると思いますので、例えば私どもでやったとしても、ほかの計画ではないのかとか、非常にバランスもあるかと思しますので、ご意見はちょっと承りたいと思います。

委員：武蔵野市の子ども基本条例のときは結構小学生・中学生の声が関わったとなつて、動画にもなったりして、すごくよかったなというのがあったので、そういうことができたらいいなと思うのです。

委員長：ほかにいかがでしょうか。では、議題に関してはよろしいですか。

それでは、以上で本日の議題は全て終わりましたので、閉会といたします。
皆さん、ご協力ありがとうございました。

— 了 —